

平成 24 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名	エルピーダメモリ株式会社
代表者名	代表取締役社長 坂本 幸雄 (コード番号 6665 東証第 1 部)
問い合わせ先	取締役兼執行役員 安達 隆郎 (TEL 03-3281-1500 (代))

継続企業の前提に関する事項の注記についてのお知らせ

当社は本日の取締役会において、平成 24 年 3 月期第 3 四半期決算短信及び四半期報告書における継続企業の前提に関する事項について、下記のとおり注記することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、当該注記を記載するに至った経緯につきましては、以下のとおりであります。

「平成 24 年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下、決算短信）を公表した平成 24 年 2 月 2 日時点におきましては、当社は、後述の関係者との協議の進捗状況を勘案し、継続企業の前提に関する重要な不確実性はないものと判断して、継続企業の前提に関する事項の注記を記載しておりませんでした。

しかしながら、本日の四半期報告書提出日までに関係者との協議は当初想定したほどには進展していないことから、当該注記の趣旨をより保守的に考えるべきとの判断を行い、平成 24 年 3 月期第 3 四半期の四半期報告書に当該注記を行うことといたしました。また、これに伴い、上記決算短信についても当該注記を行い、記載内容を変更することといたしましたのでお知らせいたします。訂正内容については 2 月 14 日発表の『（訂正）「平成 24 年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」の一部訂正について』をご参照ください。

記

継続企業の前提に関する注記

当社は、平成 21 年 6 月 30 日に経済産業省の認定を受けた産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画（以下、本計画）に沿って事業活動を遂行しており、本計画の実施期間は平成 24 年 3 月 31 日に終了することが予定されています。本計画の終了に伴い、(株)日本政策投資銀行に対して発行した優先株式に対する金銭を対価とする取得請求権は、平成 24 年 4 月 2 日以降、同行による行使が可能になります。ま

た、本計画に基づく主要取引銀行を中心とする金融機関からの借入も平成 24 年 4 月 2 日付でその返済期限が到来します。上記の他、今後 1 年間に有利子負債の返済も予定されており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消すべく、当社は、取引先からの出資、顧客からの出資あるいは前受金の受け入れ等種々の効果的かつ実行可能な施策について、一部を実行あるいは関係者からの合意を得ることで財務体質の改善に努めております。また、当社は、経済産業省、(株)日本政策投資銀行及び主要取引銀行等の関係者と今後の対応策について詳細を協議しているところですが、現時点では最終的な合意には至っておらず、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

以上

<報道関係からのお問い合わせ先>

エルピーダメモリ株式会社

パブリックリレーションズグループ

広報担当 中島・齋藤・鶴巻

TEL : 03-3281-1500

E-mail : press@elpida.com